

証券コード 2411
平成20年6月6日

株 主 各 位

東京都八王子市東町9番8号
(本社事務所 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号)
ゲンダイエージェンシー株式会社
代表取締役社長 山 本 正 卓

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成20年6月24日(火曜日)午後6時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日(水曜日) 午前9時
 2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 5階 「翔王」
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.gendai-a.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

I. 企業集団および当社の現況に関する事項

1. 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、前半は好調な企業業績を背景として、景気は穏やかな回復基調で推移したものの、後半以降は原油価格の高騰や、サブプライムローン問題による金融市場の世界的混乱等により景気の後退懸念が強まっております。

当社グループの主要顧客であるパチンコホール業界では、行き過ぎた射幸性の抑制を目的として開発されたパチスロ5号機への完全移行が行われました。大量の遊技機入替に伴い設備投資負担が増加した反面、移行後のパチスロ営業収益は大幅に減少したことから、資金繰りの悪化に伴うホール企業の倒産や廃業も散見される等、きわめて厳しい状況にありました。

このような環境下で、当社グループでは、①広告事業における新規営業拠点の開設、②広告事業におけるローコストオペレーション体制の構築、③広告事業における新サービスの開発投入と子会社事業の育成の3点を重点施策として進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は19,345百万円（対前年同期比0.2%増）、経常利益は2,310百万円（同0.1%増）、当期純利益は1,162百万円（同3.7%減）となりました。

なお、セグメント別の業績は以下のとおりであります。

①広告事業

当連結会計年度におけるパチンコホール広告市場においては、ホール企業の業況悪化や、設備投資負担の増加、さらには金融機関の融資姿勢硬化等の要因が重なり、新規出店が大幅に抑制されたことから、グランドオープン広告需要はこれまでにないほど低調に推移いたしました。さらに、パチスロ5号機への移行完了を境として、業界上位企業を含む多くのホール企業においては、経費削減の一環として広告費予算の削減が進められました。最新のパチンコホール広告宣伝市場調査（矢野経済研究所：当社委託調査）によると、2007年度の広告市場は、対前年同期比で△30%強の大幅下落であったものと予想される等、きわめて厳しい状況にありました。

こうした厳しい環境下において、当社は、当上期中の営業拠点新設を見合わせたものの、下期において未開拓の営業エリアである鹿児島、金沢にそれぞれ営業所を開設し、また、業界上位企業や大口企業の満足度向上と取引シェア拡大を目的とした、集中的な資源配分を進めてまいりました。さらに、収益性管理の徹底、営業プロセスの見直し、デザインコストの変動費化、外注先への最適発注によるコスト削減等のローコストオペレーションへと繋がる施策を相次いで実施してまいりました。

こうした取り組みは一定の成果を上げるものの、急激な需要の減少による影響を埋めるまでには至らず、当連結会計年度の売上高は17,583百万円（対前年同期比3.1%減）、営業利益は2,303百万円（同15.5%減）となりました。

②中古遊技機売買仲介事業

当連結会計年度における中古遊技機市場は、パチスロ5号機への移行時期に当たるとともに、厳しい経営環境においても新台入替による集客を求められるパチンコホールのコスト意識向上により、活発な取引となりました。

このような環境下において、連結子会社の㈱バリュー・クエスト（以下、VQ社）においては、社内オペレーションの改善に努めると同時に、パチンコホールへの訪問営業や、中古遊技機活用セミナーの実施、各種販売促進キャンペーン等の施策を継続的に実施してまいりました。

その結果、当連結会計年度の成約台数は207千台（対前年同期比25.2%増）となり、さらには人気機種取引活性化による1台当たり手数料単価の上昇が寄与し、売上高は1,659百万円（対前年同期比46.3%増）、営業利益はのれんの償却額を127百万円計上したことにより375百万円（同5,257.1%増）となりました。

③不動産事業

当連結会計年度においては、連結子会社の㈱ランドサポート（以下、LS社）において、新たにパチンコホール出店用地を取得し、昨年12月より同用地の賃貸を開始したことから、以降単月黒字計上へと転換いたしました。なお、当連結会計年度の売上高は102百万円（対前年同期比240.0%増）、営業利益は14百万円（前年同期は43百万円の損失）となりました。

（注）不動産事業（前連結会計年度における「その他事業」と同一）については重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は1,078百万円で、その主なものは、広告事業において、折込チラシ制作ASPシステム「G-S E L F」の開発費88百万円、受発注の合理化を目的とした販売EDIシステムの開発費27百万円、および不動産事業において、賃貸用土地取得767百万円であります。

3. 企業集団の資金調達の状況

広告事業においては、運転資金の効率的な調達を行なうため、主要取引金融機関と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当契約に基づく当期末借入残高は150百万円になります。

また、不動産事業においては、賃貸用土地取得のため主要金融機関より400百万円の資金調達を行ないました。

4. 企業集団の対処すべき課題

次期以降の対処すべき戦略課題のうち、主なものは以下のとおりであります。

① 広告事業におけるローコストオペレーションの推進

広告事業においては、クライアントのニーズに応えつつも、同時に適正な利益水準を確保できる体制の構築を引き続き進めてまいります。次期以降においては、当社クリエイティブの本部機能であるクリエイティブ統括部を増強し、デザイン工程の標準化と制作処理能力の向上を図ってまいります。また印刷用紙価格の上昇に伴う印刷原価の上昇の影響を最小限に抑えるため、印刷発注先の集約をさらに進めてまいります。

② 中古遊技機売買仲介事業におけるサービスの改善と取扱シェアの拡大

パチンコホール企業におけるコスト意識の高まりを受け、今後も成長が見込まれる中古遊技機売買仲介事業においては、引き続き、取扱シェアの拡大に向けた取り組みを進めてまいります。具体的には、中古遊技機トレードのWebサイト(VQnet.com)の利便性向上や処理能力の継続的増強、トレーダーのサービスレベル向上や訪問営業による中古遊技機活用の提案に努め、より「安心、正確、迅速」な中古遊技機売買の仲介を実現させてまいります。

③ 事業領域の拡大に向けた、新事業の調査研究

当社グループは、その事業領域を「パチンコ業界における業績発展支援」に定め、業界に特化したサービスの拡充を基本的な成長戦略とし、これまで広告事業、中古遊技機売買仲介事業、不動産事業を展開してまいりました。しかしながら、昨今の業界環境の急激な変化による市場の縮小を受け、今後は、事業領域の拡張を視野に入れたグループ成長戦略の再構築が必要になりつつあるものと認識しております。そうした認識のもと、このたび、主として余暇市場における新業態ビジネスを手掛ける事業体として、新たに当社全額出資の子会社を設立し、同社においてインドアゴルフ施設運営事業を開始することを決定いたしました。また、今後は現在の主要クライアントであるパチンコホール以外の業種を対象とする広告ビジネスへの参入についても、調査研究を進めてまいります。

5. 直前3事業年度の財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第10期 平成17年3月期	第11期 平成18年3月期	第12期 平成19年3月期	第13期 平成20年3月期
売上高	10,609	14,826	19,306	19,345
営業利益	1,240	1,845	2,316	2,328
経常利益	1,198	1,837	2,307	2,310
当期純利益	681	1,048	1,207	1,162
1株当たり当期純利益	6,555円65銭	9,470円50銭	10,901円02銭	10,644円16銭
総資産	4,870	5,748	8,137	9,260
純資産	2,980	3,475	4,307	4,736
1株当たり純資産額	26,919円57銭	31,390円08銭	37,319円90銭	40,960円70銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

②当社の財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第10期 平成17年3月期	第11期 平成18年3月期	第12期 平成19年3月期	第13期 平成20年3月期
売上高	10,607	14,801	18,141	17,583
営業利益	1,269	1,893	2,352	1,938
経常利益	1,227	1,897	2,350	1,936
当期純利益	710	1,108	1,367	1,130
1株当たり当期純利益	6,836円88銭	10,011円48銭	12,349円85銭	10,348円51銭
総資産	4,889	5,767	6,923	6,759
純資産	3,010	3,495	4,312	4,601
1株当たり純資産額	27,183円68銭	31,571円06銭	38,949円72銭	42,323円51銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 第10期は、平成17年3月17日付株式分割(1:10)を期首に行ったものとして1株当たり当期純利益を算出しております。
 3. 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
株式会社バリュー・クエスト	203百万円	60.0%	中古遊技機売買仲介事業
株式会社ランドサポート	350百万円	100.0%	不動産の賃貸仲介事業

7. 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社は、事業領域をクライアント企業の集客戦略をバックアップし、もって業績の向上に貢献する「業績発展支援」に定め、折込広告、セールスプロモーション、マスメディア広告等の企画および制作を行っております。

①広告事業

当社において、パチンコホールに特化した折込広告、販促物、媒体等の企画制作を行っております。

品目別の内容は以下のとおりであります。

品目	内容
折込広告	折込広告の企画制作
販促物	ダイレクトメール、店舗内外装飾用のポスター・ポップ等の印刷物、ノベルティー等の企画制作
媒体	テレビ・ラジオ・新聞および雑誌等のマスメディアを利用した広告の企画制作
その他	店舗イベントの企画運営、プロモーション映像等の企画制作

②中古遊技機売買仲介事業

連結子会社VQ社において、ウェブサイト（VQnet.com）上で、中古パチンコ機、パチスロ機の売買情報の提供および売買仲介を行っております。

③不動産事業

連結子会社LS社において、パチンコホールに特化した不動産の賃貸、仲介等を行っております。

（注）不動産事業（前連結会計年度における「その他事業」と同一）については重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

8. 企業集団の主要な事業所（平成20年3月31日現在）

会社名	区分	場所
ゲンダイエージェンシー(株)	本社	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティビル29階 (なお、登記上の本店所在地は、下記のとおり であります。) 東京都八王子市東町9番8号
	営業所	国内23営業所 (札幌、仙台、郡山、水戸、宇都宮、高崎、 さいたま、上野、八王子、千葉、横浜、 松本、金沢、静岡、名古屋、岐阜、大阪、 神戸、岡山、広島、北九州、福岡、鹿児島)
(株)バリュー・クエスト	本社	東京都新宿区
(株)ランドサポート	本社	東京都新宿区

9. 従業員の状況（平成20年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
広告事業	328	△8
中古遊技機売買仲介事業	82	△3
不動産事業	0	0
全社（共通）	6	△3
合計	416	△14

- (注) 1. 当社および当社連結子会社の従業員数を記載しております。
2. 上記従業員のほか、臨時従業員が76名（年間の平均人員）おります。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定セグメントに区分できない
管理部門に所属しているものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
334名	11名減	29.4歳	3.5年

- (注) 上記従業員のほか、臨時従業員が56名（年間の平均人員）おります。

10. 企業集団の主要な借入先の状況（平成20年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	300百万円
株式会社三井住友銀行	838百万円

(注) 当社は運転資金の効率的な調達を行なうため、主要取引銀行2行と借入極度額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

なお、当契約に基づく当期末借入残高は150百万円であります。

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成20年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 357,000株
- ②発行済株式の総数 110,730株
- ③株主数 4,776名
- ④発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
山本正卓	40,849株	37.57%

(注) 出資比率は、自己株式(2,000株)を控除して計算しております。

III. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の状況（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代 表 取 締 役 社 長	山 本 正 卓	最高経営責任者
取 締 役	上 川 名 弦	最高執行責任者 最高コンプライアンス責任者
取 締 役	高 秀 一	最高財務責任者
取 締 役	山 本 伸 徳	最高営業責任者
取 締 役	木 藤 友 治	
取 締 役	鉢 嶺 登	(株)オプト代表取締役会長
取 締 役	若 山 陽 一	ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス(株)代表取締役社長
常 勤 監 査 役	寺 田 公 規	
監 査 役	東 徹	税理士、東会計事務所所長
監 査 役	高 野 健 二	公認会計士 (株)ノジマ執行役

- (注) 1. 取締役鉢嶺登氏および若山陽一氏の2名は、社外取締役であります。
2. 監査役寺田公規氏、東徹氏および高野健二氏の3名は、社外監査役であります。
3. 監査役東徹氏は税理士の資格を有しており、また監査役高野健二氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と株式会社オプト、ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社および株式会社ノジマとの間に取引等の事実はありません。
5. 当期中の取締役・監査役の異動
- (1) 取締役上川名弦氏は平成19年6月26日開催の第12回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (2) 取締役木藤友治氏は平成19年6月26日開催の第12回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (3) 監査役高野健二氏は平成19年6月26日開催の第12回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしました。
- (4) 監査役菅森隆義氏は平成19年6月26日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外取締役)	7 (2)	78 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	9 (9)
合 計	10 (5)	87 (11)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成16年5月28日開催の第9回定時株主総会において、月額8,500千円と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成16年5月28日開催の第9回定時株主総会において、月額1,500千円と決議いただいております。
3. 役員賞与はございません。
4. 役員退任慰労金制度および支給実績はございません。

3. 社外役員に関する事項

①他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

- ・取締役鉢嶺登氏は、平成20年3月28日をもって、株式会社オプトの代表取締役社長から異動し、代表取締役会長に就任しております。
- ・取締役若山陽一氏は、平成19年4月2日をもって、日本エイム株式会社の取締役を辞任し、同社が株式会社エイペックスとの共同株式移転により同日に設立したユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEOに就任しております。
- ・監査役高野健二氏は、株式会社ノジマの執行役であります。

②他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役鉢嶺登氏は、クロスフィニティ株式会社の社外監査役であります。
- ・監査役寺田公規氏は、株式会社アドバンテージの社外監査役であります。
- ・監査役高野健二氏は、株式会社イーネット・ジャパンの社外監査役であります。

③各社外役員の主な活動状況

- ・取締役鉢嶺登氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち10回に出席し、企業経営者としての観点からの発言を適宜行っております。
- ・取締役若山陽一氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち9回に出席し、企業経営者としての観点からの発言を適宜行っております。
- ・監査役寺田公規氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち15回および監査役会9回のうち9回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
- ・監査役東徹氏は、当事業年度開催の取締役会15回のうち14回および監査役会9回のうち9回に出席し、税理士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
- ・監査役高野健二氏は、監査役選任後の当事業年度開催の取締役会11回のうち9回および監査役会6回のうち6回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額であります。

V. 会計監査人に関する事項

1. 名称 監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である内部統制のアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任もしくは不再任決定の方針

当社都合の場合および会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会規程に則り「会計監査人の解任または不再任」について株主総会の付議事項とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

VI. 会社の体制および方針

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針について、以下の通り決定しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、法令等の遵守を経営の最重要課題と捉え、コンプライアンス担当取締役の監督の下、総務部においてコンプライアンスへの取組を横断的に統括する。
- ②各種法令、企業倫理の中で当社業務に関連し留意すべき事項を整理し、明文化したコンプライアンス・マニュアルに従い、取締役自らがこれを実践するとともに、従業員に周知徹底を図る。また、全従業員について、コンプライアンス研修を必須カリキュラムとする。
- ③コンプライアンス・マニュアルに従い、全従業員は、当社における法令・定款違反が疑われる行為を発見した場合、速やかに取締役または総務部のいずれかに報告するものとする。なお、報告者はかかる報告を行ったことにより何ら不利益を被らない。
- ④各部門におけるコンプライアンスの遵守状況については、監査計画に従い、内部監査室が適宜モニタリングを実施し、代表取締役および監査役会に報告するものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、文書管理規程等の当社社内規程およびそれに関するマニュアルに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む）を行うこととし、取締役および監査役が、これらの情報・文書を常時閲覧しうる体制を確保するものとする。また、内部監査室による運用状況の検証を随時行い、必要に応じて各規程およびマニュアルの見直し等を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社が直面しうるリスクについては、与信管理規程、品質マニュアル等の既存のリスク管理に関する諸規程およびマニュアル、ならびに今後必要に応じて制定するその他のリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに従い管理するものとする。
- ②組織横断的なリスクの管理は総務部が行い、また各部門においてリスク管理に関する諸規程およびマニュアルに基づく部門毎のリスク管理体制を確立するとともに、特に重要な案件については、案件の性質等に応じ取締役会または執行役員による経営役員会で審議および決定を行う。また、総務部および各部門責任者は新たなリスクの発生を認識した場合には、直ちに取締役会に報告するものとする。
- ③内部監査室は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その監査結果を代表取締役および監査役に報告するものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、社外取締役を含む取締役会を毎月1回以上開催するものとし、迅速かつ的確な経営意思決定を行うとともに、頻繁なコミュニケーションにより業務執行の監督を一層効果的なものとする。また、取締役会の意思決定事項の効率的な実現を図るべく、経営役員会規程に基づき、執行役員により経営役員会を開催し、取締役会の意思決定に基づく業務執行に関する重要事項について、協議、決定または報告を行う。
- ②取締役会において中期経営計画を決定し、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく各年度予算の設定および月次業績の迅速な把握を通じ、効率的な経営を図るものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の子会社については、関係会社管理規程に則り、その業務の適正が確保されるよう適切に管理する。また、子会社と十分な情報交換のうえ、必要に応じ、子会社の内部統制に関する指導等を行う。
- ②子会社の業務の適正性を監査するために、内部監査室が子会社監査を適宜実施し、その結果について当社代表取締役および監査役に報告する。
- ③当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社と子会社の取引については、取締役会においてこれを決定し、また監査役に速やかに報告を行うものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として、必要に応じ、監査役会事務局として、内部監査室のスタッフがその任にあたるものとする。内部監査室のスタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、かかる命令に関しては、取締役からの指揮命令を受けない。また、内部監査室のスタッフの人事異動および人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および従業員は、監査役会または各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うこととする。

②前項の報告・情報提供の主なものは次のとおりとする。なお、監査役会または各監査役の要請如何にかかわらず、うち（6）については内部監査室は上記にそれぞれ定めたところに従い、うち（7）および（8）については取締役および総務部は当該事実を発見したときは直ちに、またうち（9）については取締役会は上記5の③に定めたところに従い、それぞれ監査役会に報告を行うものとする。

- （1） 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- （2） 当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
- （3） 当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更
- （4） 業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- （5） 社内稟議書および監査役から要求された会議議事録
- （6） 内部監査室による監査の結果
- （7） 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- （8） 重大な定款・法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実
- （9） 当社と子会社等との間における取引の状況

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営役員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができるものとする。
- ②代表取締役と監査役との間において、定期的な意見交換会を開催する。
- ③監査役は、当社の内部統制システムに問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,222	流 動 負 債	3,929
現金及び預金	4,011	支払手形及び買掛金	1,207
受取手形及び売掛金	2,059	短期借入金	450
たな卸資産	4	一年内返済予定長期借入金	108
繰延税金資産	43	未払法人税等	539
その他	115	中古遊技機売買仲介顧客預り金	1,300
貸倒引当金	△12	その他	323
固 定 資 産	3,038	固 定 負 債	595
有形固定資産	978	長期借入金	580
建物及び構築物	47	その他	15
機械装置及び運搬具	40	負 債 合 計	4,524
器具及び備品	123	純 資 産 の 部	
土地	767	株 主 資 本	4,453
無形固定資産	740	資 本 金	751
のれん	383	資 本 剰 余 金	1,063
ソフトウェア	357	利 益 剰 余 金	2,927
投資その他の資産	1,319	自 己 株 式	△288
投資有価証券	172	少 数 株 主 持 分	282
長期前払費用	362	純 資 産 合 計	4,736
長期性預金	500	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,260
差入敷金保証金	247		
繰延税金資産	28		
その他	30		
貸倒引当金	△22		
資 産 合 計	9,260		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		19,345
売 上 原 価		13,372
売 上 総 利 益		5,973
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,644
営 業 利 益		2,328
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7	
そ の 他	2	10
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21	
そ の 他	6	27
経 常 利 益		2,310
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8	
そ の 他	3	11
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	50	
そ の 他	0	50
税金等調整前当期純利益		2,271
法人税、住民税及び事業税		1,001
法人税等調整額		△1
少数株主利益		108
当期純利益		1,162

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					評価・換算差額等		少数株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日 高	751	1,063	2,314	—	4,129	3	3	174	4,307
連結会計年度中の 変動額									
剰余金の配当			△549		△549				△549
当期純利益			1,162		1,162				1,162
自己株式の取得				△288	△288				△288
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)						△3	△3	108	104
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	612	△288	324	△3	△3	108	429
平成20年3月31日 高	751	1,063	2,927	△288	4,453	—	—	282	4,736

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項
 - ・連結子会社等の数 2社
 - ・連結子会社等の名称 株式会社ランドサポート
株式会社バリュー・クレスト非連結子会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - ・持分法適用関連会社 1社持分法を適用していない関連会社はありません。
3. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ② たな卸資産
 - ・仕掛品 個別法による原価法
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法
(会計方針の変更)
当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当社及び連結子会社は、当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

②無形固定資産

自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①重要なリース取引の処理方法

連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理方法によっております。

②重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

連結子会社は、特例処理の条件を充たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ハ. ヘッジ方針

金利リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法によっております。

5. のれんの償却に関する事項

株式会社バリュー・クエストに係るのれんは、5年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	328百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	4百万円
土地	767百万円
担保付債務	
買掛金	1百万円
一年内返済予定長期借入金	108百万円
長期借入金	580百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
発行済株式				
普通株式	110,730株	－株	－株	110,730株
合計	110,730株	－株	－株	110,730株
自己株式				
普通株式	－株	2,000株	－株	2,000株
合計	－株	2,000株	－株	2,000株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2,000株は、会社法165条第2項の規定に基づく定款の定めに基づく自己株式の取得によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月26日 定時株主総会	普通株式	332	3,000	平成19年3月31日	平成19年6月27日
平成19年10月12日 取締役会	普通株式	217	2,000	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	326	利益剰余金	3,000	平成20年3月31日	平成20年6月26日

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	40,960円70銭
2. 1株当たり当期純利益	10,644円16銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得について)

平成20年4月18日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の内容 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 8,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 7.4%)
- (3) 株式の取得価額の総額 800,000,000円
- (4) 自己株式取得の日程 平成20年4月21日から平成21年2月28日まで
- (5) 取得の方法 市場買付

(子会社の設立について)

平成20年4月18日開催の当社取締役会において、主として余暇市場における新業態ビジネスを手掛ける事業体として次のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

1. 商号 株式会社マスターシップ
2. 設立日 平成20年5月12日
3. 本店所在地 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
4. 代表者 代表取締役 鈴木 伴典(当社執行役員経営企画担当)
5. 資本の額 25百万円
6. 出資比率 当社100%
7. 事業内容 インドアゴルフ施設の運営

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,971	流動負債	2,157
現金及び預金	1,860	買掛金	1,198
受取手形	284	短期借入金	450
売掛金	1,759	未払金	120
仕掛品	3	未払費用	29
貯蔵品	0	未払法人税等	339
前払費用	39	未払消費税等	6
繰延税金資産	27	預り金	14
その他	9		
貸倒引当金	△12		
固定資産	2,787	負債合計	2,157
有形固定資産	168	純資産の部	
建物	34	株主資本	4,601
車両	40	資本金	751
器具及び備品	93	資本剰余金	1,063
無形固定資産	130	資本準備金	1,063
ソフトウェア	130	利益剰余金	3,075
投資その他の資産	2,488	その他利益剰余金	3,075
投資有価証券	172	繰越利益剰余金	3,075
関係会社株式	1,599	自己株式	△288
長期性預金	500	純資産合計	4,601
差入敷金保証金	180		
繰延税金資産	28	負債及び純資産合計	6,759
その他	30		
貸倒引当金	△22		
資産合計	6,759		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		17,583
売 上 原 価		13,278
売 上 総 利 益		4,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,366
営 業 利 益		1,938
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6	
そ の 他	4	11
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
そ の 他	5	13
経 常 利 益		1,936
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2	
そ の 他	0	10
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
そ の 他	0	3
税 引 前 当 期 純 利 益		1,944
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	799	
法 人 税 等 調 整 額	14	813
当 期 純 利 益		1,130

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
平成19年3月31日残高	751	1,063	1,063	2,494	2,494	—	4,309	3	3	4,312
当期変動額										
剰余金の配当				△549	△549		△549			△549
当期純利益				1,130	1,130		1,130			1,130
自己株式の取得						△288	△288			△288
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）								△3	△3	△3
当期変動額合計	—	—	—	580	580	△288	292	△3	△3	288
平成20年3月31日残高	751	1,063	1,063	3,075	3,075	△288	4,601	—	—	4,601

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産
 - ① 仕掛品 個別法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 定率法
(会計方針の変更)
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
(追加情報)
当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。
自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
3. 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	302百万円
2. 担保資産	
担保に供している資産	
現金及び預金(定期預金)	4百万円
担保付債務	
買掛金	1百万円
3. 保証債務	
(株)ランドサポートの金融機関からの借入れに対する保証債務	688百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	8百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加数	当事業年度減少数	当事業年度末の株式数
普通株式(株)	0	2,000	0	2,000

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加 2,000株は、会社法165条第2項の規定に基づく定款の定めに基づく自己株式の取得によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産	
貸倒引当金	6百万円
未払事業税	26百万円
一括償却資産	9百万円
投資有価証券	12百万円
その他	1百万円
繰延税金資産の合計	55百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係内容	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ランドサポート	所有 直接100%	役員 兼任	債務保証	688	-	-

(注)当社は、株式会社ランドサポートの銀行借入に対して債務保証を行っております。
なお、保証料2百万円の支払を受けています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 42,323円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 10,348円51銭 |

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得について)

平成20年4月18日開催の当社取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得の内容

- (1) 取得対象株式の内容 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 8,000株 (上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合 7.4%)
- (3) 株式の取得価額の総額 800,000,000円
- (4) 自己株式取得の日程 平成20年4月21日から平成21年2月28日まで
- (5) 取得の方法 市場買付

(子会社の設立について)

平成20年4月18日開催の当社取締役会において、主として余暇市場における新業態ビジネスを手掛ける事業体として次のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

1. 商号 株式会社マスターシップ
2. 設立日 平成20年5月12日
3. 本店所在地 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
4. 代表者 代表取締役 鈴木 伴典 (当社執行役員経営企画担当)
5. 資本の額 25百万円
6. 出資比率 当社100%
7. 事業内容 インドアゴルフ施設の運営

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

ゲンダイエージェンシー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 矢野浩一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山本 大 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゲンダイエージェンシー株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月18日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月23日

ゲンダイエージェンシー株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 矢野浩一 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 山本 大 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゲンダイエージェンシー株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月18日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年 5月29日

ゲンダイエージェンシー株式会社 監査役会
常勤監査役 寺 田 公 規 ㊟
監 査 役 東 徹 ㊟
監 査 役 高 野 健 二 ㊟

(注) 監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、今後の更なる事業拡大を図るために必要な投資原資として内部留保を充実させつつも、同時にこれまでの経営活動の成果を株主の皆様へ明確な形で還元するため、業績に応じた配当を継続的に実施することにより中長期的な株主価値の最大化を図ることを基本方針としております。また、目標配当性向については、キャッシュ・フローの状況等を勘案し、当面50%（連結ベース）を目安として考えております。

この方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3,000円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は326,190千円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業拡大および多角化に備え、現行定款第2条に目的を追加するものであります。
- (2) 取締役会の組織を柔軟化し、より機動的かつ効率的な運営を行うことを可能にするため、現行定款第13条、第22条および第23条について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、現行定款第20条に規定する取締役の任期を2年から1年に短縮し、所要の変更を行うものであります。
- (4) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるように、条文の加除、修正および移設等、全般にわたり所要の変更を行うとともに、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第2条 (目的)	第2条 (目的)
(条文省略)	(現行どおり)
①～⑯ (条文省略)	①～⑯ (現行どおり)
(新 設)	<u>⑰ゴルフ場、ゴルフ練習場等のスポーツ・レジャー施設、リラクゼーション施設、飲食店等の経営、運営、管理およびコンサルタント</u>
(新 設)	<u>⑱ゴルフ、その他スポーツ用品の企画・開発・輸出入・販売・買取・レンタル・修理交換事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	⑱ <u>ゴルフ場等のスポーツ・レジャーに関するイベントおよびスクール等の企画および運営並びにそれらの受託</u>
(新 設)	⑳ <u>プロスポーツ選手およびスポーツインストラクターのマネジメント業務</u>
(新 設)	㉑ <u>飲食品、日用品雑貨、事務用品、煙草、健康食品等の販売および輸出入</u>
(新 設)	㉒ <u>衣料品、装身具、化粧品等の販売および輸出入</u>
(新 設)	㉓ <u>生命保険および損害保険の募集および代理業務</u>
(新 設)	㉔ <u>クレジットカード会員の募集、取次および発行業務</u>
(新 設)	㉕ <u>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律による一般労働者派遣事業</u>
(新 設)	㉖ <u>新規事業の開発に関する企画およびコンサルティング業務</u>
⑰～⑱ (条文省略)	㉗～㉘ (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第7条 (自己株式の取得)	(削 除)
<u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>第13条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第19条 (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第9条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第12条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって、<u>最高経営責任者</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>最高経営責任者</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (代表取締役および役付取締役) (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、<u>取締役社長</u> 1名を置き、必要に応じて、<u>取締役会長</u> 1名を置くことができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第24条～第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第21条 (代表取締役および役付取締役) (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、<u>最高経営責任者</u> 1名を置き、必要に応じて、<u>最高執行責任者</u> 1名を置くことができる。</p> <p>第22条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>最高経営責任者</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>最高経営責任者</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第41条 (<u>剰余金の処分等の決議機関</u>) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条（期末配当金） <u>当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下期末配当金という）を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第42条（剰余金の配当） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>3 <u>当社は、前2項の他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>
<p>第43条（中間配当金） <u>当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下中間配当金という）を行うことができる。</u></p>	
<p>第44条（配当金の除斥期間） <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>第43条（配当財産の除斥期間） <u>剰余金の配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2 未払の配当財産には利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
1	山本 正卓 (昭和39年4月20日生)	平成3年4月 有限会社アイユー入社 平成5年4月 株式会社ファラン入社 平成6年2月 現代広告社創業 平成7年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成16年5月 最高経営責任者（CEO）（現任）	40,849株
2	上川 名 弦 (昭和46年9月9日生)	平成6年8月 株式会社ロイヤル入社 平成8年11月 株式会社クリエイティブ東北入社 平成10年9月 当社入社 平成16年10月 事業開発室長 平成17年4月 執行役員事業開発室長 平成17年11月 株式会社バリュー・クエスト取締役就任 平成19年6月 当社取締役就任（現任） 最高執行責任者（COO）（現任） 最高コンプライアンス責任者（CCO）（現任）	96株
3	高 秀 一 (昭和49年10月5日生)	平成8年10月 中央監査法人入所 平成11年7月 公認会計士登録 平成13年7月 当社入社 管理本部付部長 平成16年4月 執行役員社長室長 平成16年5月 当社取締役就任（現任） 最高財務責任者（CFO）（現任） 平成18年4月 最高コンプライアンス責任者（CCO）	170株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
4	山本 伸徳 (昭和45年10月19日生)	<p>平成8年4月 日本ヒルトン株式会社入社</p> <p>平成9年2月 当社入社</p> <p>平成15年4月 営業部長</p> <p>平成16年4月 執行役員営業部長</p> <p>平成18年4月 最高執行責任者 (COO)</p> <p>平成18年6月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>平成19年4月 最高コンプライアンス責任者 (CCO)</p> <p>平成19年6月 最高営業責任者 (CMO) (現任)</p>	121株
5	木藤 友治 (昭和43年5月21日生)	<p>平成元年4月 国際ピーアール株式会社(現ウェーバー・シャンドウィック・ワールドワイド株式会社)入社</p> <p>平成4年12月 クラリス株式会社(現ファイルメーカー株式会社)/Apple Computer, Inc. (米国、現Apple Inc.)入社</p> <p>平成12年8月 株式会社光通信キャピタル(現株式会社HIKARIアセットマネジメント)入社</p> <p>平成12年10月 同社執行役員最高マーケティング責任者就任</p> <p>平成15年10月 当社入社 戦略・事業開発チーフディレクター</p> <p>平成17年10月 Indyspec Design, LLC(米国) Principal (現任)</p> <p>平成17年10月 TRNコーポレーション株式会社取締役就任 (現任)</p> <p>平成19年6月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>平成20年5月 株式会社ランドサポート取締役就任 (現任)</p> <p>平成20年5月 株式会社リンク・ワン取締役就任 (現任)</p> <p>平成20年6月 株式会社バリュー・クエスト取締役就任予定</p>	1株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
6	鉢嶺登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 森ビル株式会社入社 平成6年3月 有限会社デカレッジス（現・株式会社オプト）設立 代表取締役社長就任 平成7年4月 株式会社オプト代表取締役社長就任 平成17年6月 当社取締役就任（現任） 平成20年3月 株式会社オプト代表取締役会長就任（現任）	190株
7	若山陽一 (昭和46年2月23日生)	平成元年10月 株式会社テンポラリーセンター入社 平成3年9月 株式会社クリスタル入社 平成6年5月 有限会社セイブコーポレーション設立 専務取締役就任 平成7年4月 エムシーアイシー有限公司（現・日本エイム株式会社）設立 代表取締役就任 平成8年7月 日本エイム株式会社代表取締役社長就任 平成17年6月 当社取締役就任（現任） 平成19年4月 ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社代表取締役社長就任（現任）	10株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鉢嶺登氏および若山陽一氏は社外取締役候補であります。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 社外取締役候補である鉢嶺登氏および若山陽一氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結のときをもって3年になります。
4. 当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるように、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。これにより、鉢嶺登氏および若山陽一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役寺田公規氏が任期満了となりますので、
監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 ならびに他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
寺田 公規 (昭和12年1月7日生)	昭和34年4月 大井証券株式会社(現 新光証券株式会社)入社 平成元年2月 新和光投信委託株式会社(現 新光投信株式会社)取締役商品企画部長 平成11年7月 ゴルフサービス株式会社顧問 平成13年6月 当社監査役就任(現任) 平成19年2月 株式会社アドバンテージ監査役就任(現任)	148株

- (注) 1. 寺田公規氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 寺田公規氏は社外監査役候補であります。証券業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 社外監査役候補である寺田公規氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結のときをもって7年になります。
4. 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。これにより、寺田公規氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

以上

